

滋賀の生き物と 人のつながり 考えてみませんか

～外来種編～

身边に見かける生き物や、家で飼っている生き物が
外来種（外来生物）だと知ったら…

飼ってはダメなの？

殺さないといけないの？

というような思いを抱くかもしれません。

このパンフレットは、そんな時、みなさんが

どう考え⇒どう行動すればよいのか

を考えるために手伝いになればと思って、作られました。

生き物たちは今

今、私たちの身の周りには、様々な外
来種が見られます。本来ならいないはず
の生き物が、人の手により、分布してい
ない地域に運ばれ生息するようになって
きました。これは、人や物の流れが活発
になったことと、飼育や栽培が困難にな
りましたことなど、様々な原因があ
ります。

外来種の中には、日本の自然の中でお
となしくしているものもありますが、増え
すぎたりして、問題となっているものも
います。



人と野生生物をめぐるさまざまな問題

【傷病鳥獣問題】

病気や傷ついた野生鳥獣すべての命を救い野生
復帰させているわけではありません。

【獣害問題】

増えすぎた野生鳥獣による人間生活や自然環境
への影響が問題となっています。

【外来種問題】

人に連れて来られた外来種が野外で増殖し、人
間生活や生態系への影響が問題になっています。

【野生鳥獣の出没と遭遇問題】

野生鳥獣の人家周辺への出没や遭遇により、さ
まざまな軋轢が問題となっています。

Q

外来種って悪者なの?

A 悪者のイメージがつきまとつる外来種にも役に立つものもいて、外来種だから悪者というわけではありません。しかし、多くの外来種が増えすぎて問題となっているのも事実ですが、増えすぎの問題は、シカやカワウなどの在来種でも起こっています。

日本の自然と外来生物の増加

日本は、周りが海に囲まれ、長く外国からの生き物の持ち込みは制限されてきました。ところが、明治以降外国との交流が盛んになり、意図的、非意図的に持ちこまれ、住みついたものが問題となっていました。海で隔てられた日本は、多くの固有種が生息する、世界的にも大変貴重な自然が残るホットスポットです。



湖岸に生育するベニバナツユクサ（外来種）

Q 外来種の飼育・栽培はいけないの?

A 外来生物法が定める「特定外来生物」は飼育・栽培が禁止されています。また、滋賀県の条例で定める「指定外来種」は、飼育・栽培するには、県への届けが必要です。

-OFF-

特定外来生物

もともと日本にいない外来種のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業に重大な被害を及ぼす、または、及ぼすおそれのあるものから選ばれ、飼育・栽培や運搬・保管、放つことなどが罰則付きで禁止されています。

滋賀県に生息する主な特定外来生物



アライグマ



スートンガ



フジガエル



ブルーギル



オオクチバス



セイアカコウモリ



ナガエヅルノゲイトク



オオバナニズキンバイ



ニスヒマツリ



オオキンケイギク

Q

アカミミガメは飼つてもいいの?

A 平成27年（2015年）3月に、国が公表した生態系被害防止外来種リストでは「緊急対策外来種」とされ、野外繁殖し、生態系への被害が心配されています。そのため、飼育している場合は、絶対に野外には逃がさず、最後まで責任をもって飼育してください。



外来種への対応 “心の葛藤” 解決

Q 外来種の何が問題なの?

A もともとその地域にいなかった生き物が増えることで、地域毎の特色ある自然（生物多様性）が失われていくことが問題です。



Q これからも増えていきそうな外来種はいるの?

A 現在、県内には700種以上の外来種が確認され、外来種の種数はこれからも増加が予想されます。その中には、これから分布が広がったり、数が増えたりすることが心配されているものもいます。



シヨクヨウガヤツリ

フランスギク

ハクビシン

※指定外来種

外国産オオクワガタ類 チャネルキヤットフィッシュ
(アメリカナマズ)
※特定外来生物

Q 「外来種かもしれない生き物」を見つけたらどうしたらいいの?

A 国立環境研究所侵入生物データベース(<https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/>)や、環境省外来生物法特定外来生物一覧 (<http://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/list/>) 等でご確認ください。ご不明な場合は、FAX・メールにより、発見場所、日時、特徴（大きさ、色・模様等）、連絡先を記載し、写真を添付の上、滋賀県自然環境保全課生物多様性戦略推進室までご連絡下さい。

Q 私たちにできることは?

A 飼育・栽培用に販売されている動植物のほとんどは外来種ですが、家や学校で飼育・栽培はできものです。最後まで飼い主としての責任を持って、捨てたり逃がしたりしないで飼育・栽培を続けることが大切です。

一口メモ

国内外外来種

オヤニラミという魚は、もともと滋賀県には生息せず、県外から持ち込まれ繁殖したものでした。このように、日本国内に生息していても、もともといない地域に持ち込まれた種を「国内外外来種」といいます。オヤニラミは滋賀県の指定外来種に指定されています。



外来種問題を環境問題としてとらえることが大切です

外来種が問題となる背景には、人が不用意に放ってしまったことと共に、増えることに十分な注意を払わなかったことなどがあります。

私たち一人ひとりが、身近な地域の環境問題として考え、行動していくことが大切です。

オオキンケイギク



北アメリカ原産で、多年生の草本なので毎年同じ場所に生育します。

オオキンケイギクは**特定外来生物**に指定されていて、栽培することは禁止されています。もし、みんなの庭や管理されている所に生えているのにお気づきになったら、なるべく早く、花が咲くまでに、根をできるだけ残さないように**抜き取ってください**。

多年生なので、冬でも根元付近の葉は残っています。抜き取った植物は、きちんと袋詰めしてから**燃えるゴミとして**お住まいの地域の一般ゴミに出して、回収してもらってください。

アカミミガメ(ミドリガメ)



北アメリカ原産で、いくつかの亜種が知られていますが、大部分がミシシッピアカミミガメです。雑食性で気性が荒く、人の手にかみつくこともあります。

ペットショップなどで売られているミドリガメはアカミミガメの子どもで、成長するとかなり大きくなります。しかも、寿命が長く、30年以上生きることができます。飼われていたものが逃げ出したり放されたりして、今ではアカミミガメは全国に分布しています。同じ環境に生息する在来のカメ類の減少や、水中の動植物を食べるなどの被害が出ています。飼育している場合には、**野外に放さないで**最後まで責任をもって飼育してください。

アメリカザリガニ



北アメリカ原産で、世界各地に移入され、日本では沖縄県から北海道まで生息しています。

水辺に生息する身近な生き物で、飼育が容易なため学校の教材としても使われます。田んぼや水路、池などさまざまな水域に侵入し、水中的小動物や植物を食べつくすこともあります。ビオトープを造っても、いつの間にかアメリカザリガニばかりということもあり、ザリガニをつかまえても別の場所に放したりはしないでください。

高島市の淡海湖に生息するタンカイザリガニも北アメリカ原産の外来種で、特定外来生物のウチダザリガニと同じ種です。

参考資料として、滋賀県から「ふるさと滋賀の野生動植物の共生に関する条例」というパンフレットが発行されています。

イラスト：筒井杏正

写真提供：赤堀勇登、筒井杏正、中井克樹、グリーンウォーカークラブ

生物多様性戦略推進室

〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1-1 滋賀県庁自然環境保全課内

TEL.077-528-3483 FAX.077-528-4846

電子メール dg00@pref.shiga.lg.jp